

## 鴨川市告示第27号

### 登録制度参加資格審査申請による鴨川市競争入札参加者の資格等を定める告示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、鴨川市の発注する資材の買入れ、製造の請負、物品の購入及び売り払い、役務の提供又は賃貸借に関する入札のうち、鴨川市物品調達事務取扱規程(平成17年鴨川市訓令第33号)に基づき鴨川市内に本店を有する単独店である物品及び委託業者に関して、申請を受理した日から、令和6年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

令和5年3月15日

鴨川市長 長谷川 孝夫

#### 第1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、鴨川市入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

- 1 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項の規定により、準用される場合を含む。)に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項の規定により、準用される場合を含む。)の規定により、競争入札に参加させないこととされている者
- 3 その他法令等による許可等が必要な業務等にあつては、当該許可等を有していない者
- 4 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者
- 5 鴨川市税を完納していない者

#### 第2 資格審査の基準日

資格審査基準日は申請日とする。

#### 第3 申請区分

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請できる区分は次のとおりとする。

**鴨川市内に本店を有する単独店である物品・委託業者**

#### 第4 資格審査の申請方法

持参又は郵送とし、受付期間内(郵送については期間内消印有効)とする。

## 第5 資格審査の受付期間及び場所

- 1 土日祝祭日を除く令和5年4月3日から令和5年11月15日の午前9時から午前11時50分及び午後1時から午後5時までとする。なお、郵送の場合にはそれぞれ上記受付期間内に鴨川市役所に到達したものについて対象とするものとする。

ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

### 2 受付及び送付場所

持参の場合 千葉県鴨川市横渚1450番地 鴨川市役所3階  
鴨川市役所 企画総務部 管財契約課 契約係

郵送の場合 郵便番号296-8601

千葉県鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 企画総務部 管財契約課 契約係

## 第6 資格審査

- 1 資格審査は、提出された登録制度参加資格申請書及び添付書類に基づき、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

## 第7 資格者名簿への登載

- 1 資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）については、第5の1本文による申請者にあつては、申請を受理した日をもって、第5の1ただし書の定めによる申請者にあつては速やかに資格者名簿に登載するものとする。

- 2 1に定める資格者名簿の有効期間は、申請を受理した日から令和6年3月31日までとする。

## 第8 登録制度参加資格申請に使用する言語等について

- 1 申請は日本語で行わなければならない。使用できる漢字はJIS（日本工業規格）第1水準及び第2水準とする。申請内容において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな、又はカタカナに置き換えるものとする。

- 2 登録制度参加資格申請書及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

## 第9 入札参加資格審査申請に関する書式等について

- 1 提出書類は、登録制度参加資格申請書（第3号様式）に、所定の書類を別表1の順に編纂して申請するものとする。

- 2 申請書等の様式は、鴨川市のホームページよりダウンロードして使用するものとする。（任意様式で可能な書式を除く）
- 3 申請書類の大きさは日本工業規格A4とし、A4サイズを超える場合はA4の大きさに折り込むものとする。なお申請書類は綴込みのみで、ファイル等は不要とするものとする。
- 4 申請書及び添付書類は、それぞれ1部作成するものとする。

#### 第10 申請に係る個人情報の取扱い

鴨川市個人情報保護条例（平成18年条例第5号）により、個人情報については本人から収集することが原則となっているため、提出書類に含まれる従業員等に関する個人情報については、あらかじめ本人の承諾を得たうえで、記入及び提出するものとする。

#### 第11 申請事項の公表

資格者名簿に登載された者（入札参加資格者）の下記事項については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）により公表することがあるため、申請者は、登録制度参加資格申請書（第3号様式）を提出した時点でこれを承諾するものとする。

- （1）商号又は名称
- （2）所在地
- （3）代表者氏名

#### 第12 変更等の届出

1 資格審査の申請をした者は、申請事項等について変更が生じたときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第4号様式）を作成し、その事実を証する書類を添付して郵送等により市長に提出しなければならない。

また、当該申請に係る営業を廃止、若しくは休止した場合には、営業廃止（休止）届（第5号様式）を作成し、その事実を証する書類を添付して郵送等により市長に提出するものとする。

なお、郵送の場合には返信用封筒（定形封筒 84 円切手貼付）を添付するものとする。

No.	変更事項	添付書類
1	許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む）又は登録番号	許可証明書・許可通知書の写し又は登録証明書の写し
2	商号又は名称	法人の場合は、登記事項証明書（原本）及び印鑑証明書（原本）

3	主たる営業所の所在地	登記事項であればその事項を記載した登記事項証明書（写し）
4	法人の代表者	登記事項証明書（写し）並びに印鑑証明書（原本）
5	登録している印鑑（法人にあっては、登記している印鑑）	印鑑証明書（原本）
6	電話番号又はFAX番号	変更届出書のみ
7	業種の追加又は抹消	追加又は抹消の確認できる添付書類（追加事項が許可等を伴う場合はその写し、実績がある場合には可能な限り添付）

## 第13 入札参加資格の承継

### 1 承継を認める場合

- (1) 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲り受けた者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 入札参加資格を有する会社が吸収合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産のすべてを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産のすべてを提供して設立した会社が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) その他、上記各号に類する場合で、営業の一切が移転したと認められる場合

### 2 承継手続

入札参加資格者から当該営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で、競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

- 3 1の定めによる申請があったときは、市長は当該申請の内容について審査し適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登載するものとする。

## 第14 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すも

のとする。

- (1) 第1のいずれかに該当することとなったとき。
  - (2) 登録制度参加資格申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
  - (3) 申請に係る営業を廃止又は長期間にわたり休止したとき。
  - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
  - (5) 倒産・破産等により、第12の定めによる入札参加資格の廃止手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 第12の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出を怠ったときは、市長はその者の資格を取り消すことができるものとする。
  - 3 市長は、上記1及び2の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

#### 第15 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。
  - (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更正手続開始の決定が行われる日まで
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 2 市長は、上記1の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

#### 第16 千葉県警察本部への情報提供、照会等

- 1 申請者に関する情報については、鴨川市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)(以下「条例」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、又は第9条に規定する暴力団密接関係者を同条に規定する市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。
- 2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が、鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年告示第167号)に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

#### 第17 基準の変更

- 1 市長は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本基準に規定する条項を変更することができる。

第 18 この告示に関する問い合わせ先

鴨川市 企画総務部 管財契約課 契約係 電話 04-7093-7830

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和3年鴨川市告示第134号、令和3年鴨川市告示第188号、令和4年鴨川市告示第30号及び令和4年鴨川市告示第31号の定めるところにより入札参加資格申請をした者の取扱は、なお従前の例による。

(別表1)

## 申請書類等一覧表

番号	提出書類	摘要
1	鴨川市物品・委託業者整理カード(市内)	申請書類の1番目になります。
2	登録制度参加資格申請書	(第3号様式)申請書には実印(法人:代表者印、個人:事業主印)を押印。本店の住所が登記上の住所と異なる場合は、登記上の住所も併記するものとする。
3	登録分類表 物品(別表1の1)、委託(別表1の2)	表を添付し、希望分類番号を○で囲んでください
4	納税証明書(市税)	直近の決算年の法人市民税(個人にあっては個人市民税)及び固定資産税の納税証明書(写し)
5	印鑑証明書(原本)	<u>法人のみ提出</u>
6	許可(登録・資格)証明書又は許可通知書(写し)	事業を行うに際し、許可又は登録(資格)を必要とする業種を希望する者のみ添付
7	許認可・資格者一覧	(別表2の1「許認可取得一覧」、別表2の2「資格者一覧」) <u>許可又は登録(資格)を必要とする業種を希望する者のみ添付</u>
8	実績調書(物品・委託)	(別表3の1、3の2) <u>主な納入実績・契約実績がある場合提出</u> 。官公庁、民間の順に2ヵ年分を記入する※任意様式可